

## 第105回

定時株主総会  
招集ご通知

## &lt;新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について&gt;

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



日 時

2021年6月25日（金曜日）

午前10時



場 所

富山県南砺市井波1番地1

当社本店



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬設定の件

## 目 次

第105回定時株主総会招集ご通知	P.1
株主総会参考書類	P.5
事業報告	P.32
連結計算書類	P.52
計算書類	P.64
監査報告	P.73

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時45分まで

株主各位

富山県南砺市井波1番地1  
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目2番4号)

大建工業株式会社

代表取締役 億田正則  
社長執行役員

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページに記載のとおり、2021年6月24日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 2021年6月25日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所  | 富山県南砺市井波1番地1 当社本店   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第105期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第105期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件  |
| 決議事項    | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件<br>第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件<br>第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件<br>第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件<br>第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）に掲載させていただきます。

## 第105回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第105回定時株主総会につきましては、以下のとおり対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### <株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。**
- ・株主総会会場においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。**株主総会当日にご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。**
- ・ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指の消毒、サーマルカメラによる体温チェック等の感染防止の措置にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口において、体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

### <当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事につきましては、例年よりも円滑な進行となる方法を検討し、短縮させていただく予定でございます。
- ・**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にてお知らせいたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

## 事前質問受付のご案内

本株主総会より、インターネット上の当社ウェブサイトにて事前質問受付サイトを開設いたしました。事前にいただきましたご意見・ご質問のうち、株主の皆様に関心が高い事項につきましては、株主総会やインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にて、回答させていただく予定です。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

事前質問受付サイト： URLは株主様にのみご案内

受付期間：2021年6月7日(月曜日)午前9時～2021年6月21日(月曜日)午後5時45分入力完了分まで

受付方法：議決権行使書用紙に記載の株主番号をご用意のうえ、上記URLまたはQRコードより事前質問受付サイトにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

# 議決権行使についてのご案内

## 事前の議決権行使の方法

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※お早めのご投函をお願いいたします。

#### 行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 当日ご出席される場合

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○○○株式会社

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5～8号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

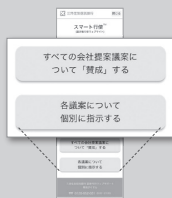
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ移動できます。

### 議決権行使のお取扱いについて

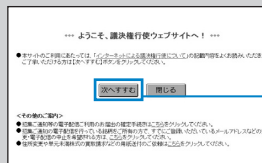
- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

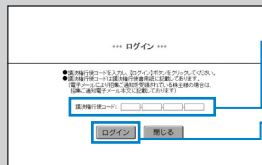
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

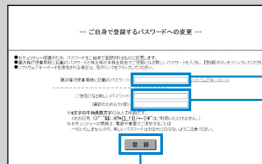
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針としましては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めております。

第105期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,041,790,760円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日（月曜日）といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能の強化及び意思決定とそれに基づいた業務執行の迅速・効率化を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ～16. (条文省略)	1. ～16. (現行どおり)
17. 前各号に附帯又は関連する調査、研究及びコンサルティング業	17. 前各号に附帯または関連する調査、研究及びコンサルティング業
18. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	18. 前各号に附帯または関連する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人</u> を置く。	第4条 当社は、 <u>株主総会及び取締役</u> のほか、 <u>次の機関</u> を置く。
	1. <u>取締役会</u>
	2. <u>監査等委員会</u>
	3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(公告方法)  第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。  但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)  第9条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)  第13条 (条文省略)  ② 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)  第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  ② (条文省略)</p>	<p>(公告方法)  第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。  ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)  第9条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)  第13条 (現行どおり)  ② 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役または取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)  第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  ② (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>④ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p>
<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>(取締役会) 第21条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任限定)  <u>第22条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)  <u>第23条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。            ② 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(選任)  <u>第24条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)  <u>第22条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任限定)  <u>第23条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u>  第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u>  第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u>  第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。  ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任限定)</u>  第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
	② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> 第25条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。
第6章 計算	第6章 計算
第29条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第31条～第32条 (条文省略)	第28条～第29条 (現行どおり)

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	億田正則	再任	代表取締役 社長執行役員	12/12回 (100%)
2	加藤智明	再任	代表取締役 専務執行役員 海外事業統括、情報管理、IR、R&D、情報渉外担当	12/12回 (100%)
3	播磨哲男	再任	代表取締役 専務執行役員 国内事業統括担当 東京本部長	12/12回 (100%)
4	関野博司	再任	取締役	12/12回 (100%)

候補者  
番号 1

億田 正則

再任  
(1950年4月25日生)

所有する当社株式の数  
40,110株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4月 当社入社  
2007年 4月 執行役員  
東部住建営業統轄部長  
2008年 4月 上席執行役員  
住建営業統轄部長兼東部営業統轄部長  
2008年 6月 取締役 上席執行役員  
2009年 4月 取締役 常務執行役員  
東京代表兼住建営業統轄部長  
2010年 4月 住建営業本部長  
2011年 6月 営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長  
2012年 4月 取締役 専務執行役員  
東京本部長  
2013年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員  
2013年10月 調達改革本部長兼東京本部長  
2014年 4月 代表取締役 取締役社長 執行役員社長  
2018年 6月 代表取締役 社長執行役員(現在)

取締役候補者とした理由

億田正則氏は、2014年4月に代表取締役 取締役社長 執行役員社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

かとう ともあき  
加藤 智明

再任

(1957年1月20日生)

所有する当社株式の数

34,460株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 伊藤忠商事株式会社入社  
2003年 4月 同社木材・建材部長  
2009年 6月 当社取締役  
2011年 4月 伊藤忠商事株式会社生活資材・化学品経営企画部長  
2012年 3月 同社退社  
2012年 4月 当社取締役 常務執行役員  
2012年10月 MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼海外営業部長  
2013年 6月 ホクシン株式会社 社外取締役  
2014年 4月 当社MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼東京本部長  
2016年 4月 取締役 専務執行役員  
海外事業本部長兼東京本部長  
2016年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員  
2018年 6月 代表取締役 専務執行役員(現在)  
2020年 4月 海外事業統括本部長兼アジア事業本部長兼北米事業本部長兼東京本部長  
2021年 4月 海外事業統括、情報管理、IR、R&D、情報渉外担当(現在)

#### 取締役候補者とした理由

加藤智明氏は、2016年6月に代表取締役 専務取締役 専務執行役員に就任し、現在は海外事業統括として海外事業の拡大を推進するとともに、情報管理、IR、R&D及び情報渉外を担当しております。同氏の海外事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者  
番号 **3**

はり ま 播磨  
てつ お 哲男

**再任**  
(1957年11月7日生)

所有する当社株式の数  
18,560株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社  
2011年 4月 執行役員  
          住建営業統轄部長  
2012年 4月 上席執行役員  
2013年 4月 常務執行役員  
2013年10月 エコ事業統轄部長  
2015年 4月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長  
2016年 6月 取締役 常務執行役員  
2017年10月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長  
          ダイケンホーム&サービス株式会社代表取締役社長  
2018年 4月 当社取締役 専務執行役員  
2019年 3月 ダイケンエンジニアリング株式会社代表取締役社長  
2020年 4月 当社国内事業統括本部長  
2020年 6月 代表取締役 専務執行役員(現在)  
2021年 4月 国内事業統括担当 東京本部長(現在)

取締役候補者とした理由

播磨哲男氏は、2020年6月に代表取締役 専務執行役員に就任し、現在は国内事業統括としてマーケティング本部、国内製造本部及び国内営業本部を管掌し、国内事業の拡大を推進しております。同氏の国内事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

せきの ひろし  
関野 博司

再任

(1962年9月20日生)

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
1997年 4月	同社木材第二部素材課
2004年 4月	同社木材・建材部素材課長
2007年 4月	伊藤忠建材株式会社出向
2009年 4月	伊藤忠商事株式会社木材・建材部
2010年 4月	同社木材・建材部素材課長
2015年 4月	同社木材・建材部長代行兼木材・建材部素材課長兼任生活・情報経営企画部
2015年 6月	同社木材・建材部長代行兼任生活・情報経営企画部
2016年 4月	伊藤忠建材株式会社出向
2019年 4月	伊藤忠商事株式会社建設・建材部長 伊藤忠建材株式会社取締役（現在）
2019年 6月	当社取締役（現在）
2021年 4月	伊藤忠商事株式会社建設・不動産部門長補佐（現在）

取締役候補者とした理由

関野博司氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に木質素材分野に従事し、海外事業においても同分野の専門家として幅広い知見を有しております。同氏の木質資源の調達・販売に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、関野博司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、関野博司氏の再任が承認可決された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 億田正則、加藤智明、播磨哲男及び関野博司の4氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、4氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、4氏の再任が承認可決された場合には、4氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

### 候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	相原 隆		代表取締役 専務執行役員 本社統括、危機管理担当	12/12回 (100%)
2	照林 尚志		常勤監査役	12/12回 (100%)
3	石崎 信吾	社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)
4	浅見 裕子 (戸籍上の氏名：勝尾裕子)	社外 独立	社外監査役	11/12回 (92%)
5	向原 潔	社外 独立	社外監査役	9/10回 (90%)

(注) 石崎信吾氏は、2020年6月26日開催の第104回定時株主総会において取締役に選任されたため、同株主総会までに開催された取締役会(2回)においては、監査役として出席しております。また、向原 潔氏は、同株主総会において新たに監査役に選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の取締役及び監査役と異なります。

候補者  
番号

1

あ い は ら  
相 原

た か し  
隆

(1955年10月17日生)

所有する当社株式の数

11,060株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2001年 4月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授  
2003年 8月 宝印刷株式会社取締役IR企画部長  
2006年 3月 アーバンライフ株式会社社外監査役  
2006年 8月 宝印刷株式会社取締役執行役員IR事業開発担当  
2008年 2月 弁護士登録(現在)  
2010年 6月 当社社外監査役  
2011年 1月 財務省 第九入札等監視委員会委員  
2011年 4月 独立行政法人造幣局 契約監視委員会委員  
2011年 6月 当社社外取締役  
2017年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員  
2018年 6月 代表取締役 専務執行役員(現在)  
2021年 4月 本社統括、危機管理担当(現在)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

相原 隆氏は、2011年6月に当社の社外取締役に就任し、法律の専門家として当社の経営全般に対し助言・提言を行いました。2017年6月からは代表取締役 専務取締役 専務執行役員として本사를管掌し、主に全社のガバナンス強化に貢献しております。同氏は弁護士として豊富な知見を有しており、常勤の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

照林 尚志

(1956年6月13日生)

所有する当社株式の数

14,110株



取締役会出席状況

12回／12回

(100%)

## 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社入社  
 2011年 4月 執行役員  
 2012年 4月 上席執行役員  
 総務人事部長兼秘書室長  
 2013年 4月 常務執行役員  
 経営企画部長兼秘書室長  
 2013年 6月 取締役 常務執行役員  
 2014年 4月 経営企画部長兼新規事業開発室長兼秘書室長  
 2015年 4月 財務経理部長  
 2017年 4月 取締役 専務執行役員  
 2017年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員  
 2018年 6月 代表取締役 専務執行役員  
 2019年 6月 常勤監査役(現在)

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

照林尚志氏は、2017年6月に代表取締役 専務取締役 専務執行役員に就任し、国内営業及び国内事業（製造）の担当として当社事業の拡大に寄与しました。2019年6月からは常勤監査役として当社経営の健全性確保に貢献しております。同氏は経営全般の豊富な知見を有しており、常勤の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

いし ざき しん ごと  
石 崎 信 吾

社外 独立

(1954年8月3日生)

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

12回／12回  
(100%)

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1979年 4月 山一証券株式会社入社
- 1998年 4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社
- 2001年 7月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
- 2004年10月 みずほ証券株式会社入社  
投資銀行グループ統括部長
- 2009年 4月 同社常務執行役員関西投資銀行グループ長
- 2010年 4月 同社常務執行役員関西・西日本投資銀行グループ長
- 2015年 6月 積水ハウス株式会社特別顧問  
積水化成品工業株式会社特別顧問
- 2018年 4月 SI.Management株式会社代表取締役社長（現在）
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現在）
- 2021年 4月 朝日放送グループホールディングス株式会社顧問（現在）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石崎信吾氏は、長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、その経験を通じて培った金融に関する豊富な知見を有しております。同氏には、当該知見を活かして特に財務会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

### 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

石崎信吾氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、同氏は2019年6月から2020年6月までの間、当社の社外監査役として在任しておりました。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」（31ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者  
番号

4

あ さ み ゆ う こ  
浅見 裕子  
(戸籍上の氏名：勝尾 裕子)

社外 独立

(1972年1月5日生)

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

11回／12回  
(92%)

## 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 2000年 4月 学習院大学経済学部専任講師  
 2002年 2月 企業会計基準委員会業績報告プロジェクト委員  
 2003年 4月 学習院大学経済学部助教授  
 2008年 4月 学習院大学経済学部教授（現在）  
 2010年 2月 財務省 独立行政法人評価委員会委員、同委員会中小企業基盤整備機構部会部会長代理  
 2012年 2月 金融庁 企業会計審議会臨時委員  
 2012年 4月 文部科学省 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会経済学専門委員会委員  
 2014年 4月 学習院大学副学長  
 2018年 6月 当社社外監査役（現在）  
 2019年 4月 学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授（現在）  
 2019年 6月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員（現在）  
 財務会計基準機構 基準諮問会議委員（現在）  
 2019年 12月 日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員（現在）  
 2020年 1月 国税庁 税理士試験委員（現在）  
 2020年 9月 国立大学法人茨城大学監事（現在）

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

浅見裕子氏は、学習院大学経済学部の教授であり、また、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計分野に関する十分な知見を有しております。同氏には、当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

浅見裕子氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」（31ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者  
番号

5

むこう はら  
向原

きよし  
潔

社外 独立

(1952年2月11日生)

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

9回／10回  
(90%)

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社  
2006年 6月 同社取締役兼常務執行役員  
2008年 6月 同社代表取締役兼専務執行役員  
2011年 4月 同社代表取締役兼副社長執行役員  
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役副社長  
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社代表取締役副会長  
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役  
2015年 4月 三井住友信託銀行株式会社上席顧問  
2015年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役退任  
2016年 6月 レンゴー株式会社社外監査役  
2018年 4月 三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー  
2019年 3月 株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー(現在)  
2020年 6月 当社社外監査役(現在)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

向原 潔氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その経験を通じて培った金融及び経営に関する豊富な知見を有しております。同氏には、当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

#### 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

向原 潔氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。なお、同氏は当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、当該借入先の取締役を退任後6年を経過しており、当社の定める「独立性判断基準」(31ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅見裕子氏は、これまで当社においては戸籍上の氏名である勝尾裕子で職務を行っていましたが、研究書や英語論文の執筆に旧姓の浅見を使用していることから、今後は当社においても旧姓で職務を行う予定であります。
3. 石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、照林尚志、石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、4氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、相原 隆氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 相原 隆及び石崎信吾の両氏は、現在、当社の取締役であり、また、照林尚志、浅見裕子及び向原 潔の3氏は、現在、当社の監査役であります。当社は、5氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、5氏の選任が承認可決された場合には、5氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第5号議案

### 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふるべ  
古部

きよし  
清

社外

(1954年11月3日生)

所有する当社株式の数

200株



#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1977年	4月	東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社
2010年	6月	同社取締役執行役員販売推進グループ担当兼販売統括本部長
2011年	4月	同社取締役常務執行役員販売推進グループ担当
2012年	4月	同社取締役専務執行役員販売推進グループ担当
2014年	4月	同社代表取締役副社長執行役員販売関連部門管掌
2017年	4月	同社取締役
2017年	6月	当社社外取締役（現在） TOTO株式会社顧問
2019年	6月	同社顧問退任

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古部 清氏は、TOTO株式会社の取締役として長年にわたり経営に携わっており、その経験を通じて培った企業経営に関する豊富な知見を有しております。また、2017年6月からは当社の社外取締役として、その豊富な経験に基づく助言・提言等を積極的に行っていただいております。つきましては、監査等委員である社外取締役に事故があるときはその補欠として、当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

古部 清氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は当社の取引先であるTOTO株式会社の出身であります。当事業年度における当社の連結売上高または仕入高に対する当該会社との取引金額の割合はそれぞれ1%未満であり、当社の定める「独立性判断基準」(31ページご参照)を満たしております。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古部 清氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  3. 当社は、古部 清氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  4. 古部 清氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において、月額35百万円（年額換算420百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止いたします。

つきましては、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額108百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

**第8号議案****取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において、年額42百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止いたします。

つきましては、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の年額300百万円以内とは別枠として、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内として設定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役（社外取締役を除く。）は5名ですが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限****1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み**

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

---

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数48,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員等に対し、割り当てる予定です。

以上

## (ご参考) 社外取締役の「独立性判断基準」

社外取締役が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

1. 当社グループ関係者  
当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、併せて取締役等という）でないこと。
2. 議決権保有関係者
  - I. 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。
  - II. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
  - I. 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高または仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
  - II. 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
  - III. 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
  - I. 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
  - II. 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. 寄付先  
当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者若しくはその業務執行者でないこと。
6. その他
  - I. 上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
  - II. 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

以 上



## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済活動が大幅に制限されたことにより、極めて厳しい状況が続きました。また、世界経済につきましても、各国政府による財政刺激策やワクチン接種が進んだことなどにより、米国や中国を中心に回復が見られたものの、不確実性の高い状況が続きました。

国内の住宅建設分野におきましては、第2四半期連結会計期間までの消費増税後の反動減の影響に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が重なり、新設住宅着工、リフォームともに低調に推移しました。公共・商業建築（非住宅建築）分野におきましても、インバウンド需要の急減や外出自粛に伴う商業施設・宿泊施設の工事の中断・延期により、厳しい環境が続きました。

海外におきましては、前連結会計年度からの米中貿易摩擦などによるアジアを中心としたMDFの市況悪化の影響で下落した販売価格の回復が遅れ、利益面で苦戦が続きました。一方、第1四半期連結会計期間に建設工事の中断による需要減の影響が大きかった米国では、第2四半期連結会計期間以降に住宅着工が回復するとともに、DIY需要が活況になるなど好調に推移しました。

このような経営環境の中、当社グループは、中期経営計画『GP 25 2nd Stage』（2019-2021年度）の基本方針として掲げる「事業（市場）ポートフォリオの見直し」を着実に進めるべく、国内では、公共・商業建築分野に対しましては、2020年8月発売の新製品で拡充した不燃製品や抗ウイルス機能を付与した製品の拡販を進めました。住宅リフォーム市場に対しましては、テレワークが広がる中、在宅勤務時のワークスペースを快適にする製品や音環境を改善する製品などの拡販を進めました。また、当社が手掛ける機能性の高い製品が政府の後押し策である「グリーン住宅ポイント」に幅広く対象となることから、これらの提案強化にも努めました。

海外市場では、好調が続く米国におきまして、安定供給に努めるとともに、防腐LVLや高強度LVLといった付加価値の高い製品を拡販するなど、収益性を高めるための取り組みを着実に進めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

(連結業績)

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減額	増減率
売上高	202,481	199,210	△3,270	△1.6%
営業利益	8,384	8,779	394	4.7%
経常利益	9,108	9,935	826	9.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	5,447	5,620	172	3.2%

売上高につきましては、前第2四半期連結会計期間以降に連結損益に取り込んだ新規連結の子会社4社（北米のLVLに関する製造会社「CIPA Lumber Co.Ltd.」（以下、CIPA社）及び「PACIFIC WOODTECH CORPORATION」（以下、PWT社）、東京都内を中心にリフォーム事業を展開する「㈱リフォームキュー」、無垢床材の製造、販売、工事を手掛ける「㈱テーオーフローリング」）の業績を、当連結会計年度は期首から取り込んだことによる増加や、米国でのLVLの販売増はありましたものの、ニュージーランドにおけるロックダウンにより約1カ月にわたり操業停止の影響を受けたMDF、商業施設及び宿泊施設向けの畳、新築住宅及びリフォーム向けの床材、ドアなど、既存事業製品の販売減により、減収となりました。

一方、利益につきましては、既存事業製品の減収による利益減の影響はありましたものの、米国での売上増に加え、合理化・コストダウン、販管費の削減に努めたことにより、増益となりました。

## 事業別の状況

### （素材事業）

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期	増減額	増減率
売上高	76,589	80,692	4,103	5.4%
営業利益	2,503	3,732	1,228	49.1%

素材事業につきましては、売上高は、前連結会計年度からの米中貿易摩擦に起因する市況悪化に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の需要減に伴うMDFの販売減やインバウンド需要の急減に伴う畳の受注減などの影響がありましたものの、前第2四半期連結会計期間より連結損益に取り込んだCIPA社及びPWT社の業績を、当連結会計年度は期首から取り込んだことによる増加に加え、第2四半期連結会計期間以降に米国でのLVLの販売が好調に推移したことにより、増収となりました。

利益につきましては、既存事業製品の減収による利益減の影響に対して合理化・コストダウンを進めたこと、また、原木調達の安定化に努めるなど、第2四半期連結会計期間以降の米国住宅市場の回復によるCIPA社及びPWT社の収益性改善が寄与し、増益となりました。

**(建材事業)**

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減額	増減率
売上高	94,938	88,697	△6,241	△6.6%
営業利益	4,955	4,076	△878	△17.7%

建材事業につきましては、売上高は、公共・商業建築分野向けのドアや音響製品などの採用増に加え、前第3四半期連結会計期間より連結損益に取り込んだ「㈱テーオーフローリング」(製品)の業績を、当連結会計年度は期首から取り込んだことによる増加がありましたものの、第2四半期連結会計期間までの消費増税後の反動減に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が重なり、新築住宅及びリフォーム向けの床材、ドア等の販売が減少し、減収となりました。

利益につきましては、合理化・コストダウン等に努めましたが、減収による利益減の影響を吸収するには至らず、減益となりました。

**(エンジニアリング事業)**

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減額	増減率
売上高	21,713	20,542	△1,170	△5.4%
営業利益	613	508	△104	△17.1%

エンジニアリング事業につきましては、売上高は、前第2四半期連結会計期間より連結損益に取り込んだ「㈱リフォームキュー」及び前第3四半期連結会計期間より連結損益に取り込んだ「㈱テーオーフローリング」(工事)の業績を、当連結会計年度は期首から取り込んだことによる増加に加え、首都圏でのマンションリノベーションが好調に推移したことによる増加はありましたものの、ビル、オフィスの内装工事の需要減などにより、減収となりました。

利益につきましては、マンションリノベーションの売上増及び収益性の改善がありましたものの、ビル、オフィスの内装工事の売上減による影響が大きく減益となりました。

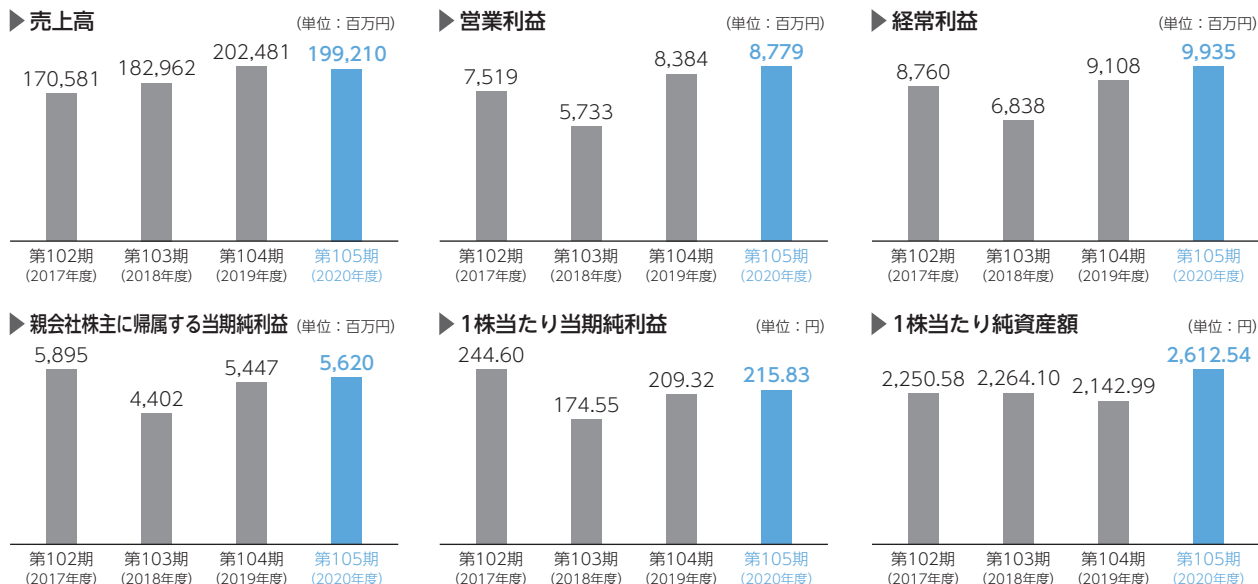
**② 設備投資及び資金調達の状況**

当連結会計年度における設備投資につきましては、維持更新及び生産性向上を中心に3,697百万円実施しました。設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第102期 (2017年度)	第103期 (2018年度)	第104期 (2019年度)	第105期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高 (百万円)	170,581	182,962	202,481	<b>199,210</b>
営業利益 (百万円)	7,519	5,733	8,384	<b>8,779</b>
経常利益 (百万円)	8,760	6,838	9,108	<b>9,935</b>
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,895	4,402	5,447	<b>5,620</b>
1株当たり当期純利益	244円60銭	174円55銭	209円32銭	<b>215円83銭</b>
自己資本当期純利益率 (ROE)	11.7%	7.8%	9.5%	<b>9.1%</b>
総資産 (百万円)	140,776	160,158	170,638	<b>172,553</b>
純資産 (百万円)	56,979	61,741	62,975	<b>76,771</b>
1株当たり純資産額	2,250円58銭	2,264円10銭	2,142円99銭	<b>2,612円54銭</b>

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第103期の期首から適用しており、第102期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	13百万USドル	100.0%	住宅機器製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	1百万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	85,000百万ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社テーオーフローリング	10百万円	50.0%	木質内装建材製造、販売、工事
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	147百万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SOUTHLAND LIMITED	96百万NZドル	(100.0%)	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	60百万リンギット	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	149百万リンギット	70.0%	MDF製造
日南大建株式会社	30百万円	70.0%	LVL用単板加工
CIPA Lumber Co. Ltd.	23百万CADドル	51.0%	単板製造、販売
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	26百万USドル	51.0%	構造用LVL及びWood I-Joist製造、販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	廃木材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鉦工産業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
ダイケンホーム&サービス株式会社	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社リフォームキュー	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社パックシステム	10百万円	100.0%	マンションリノベーション

(注) 1. ( ) は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

2. C&H株式会社については2021年3月31日付で株式を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

#### (4) 対処すべき課題

今後につきましては、ワクチン接種が進められる一方で、国内では2021年4月に緊急事態宣言が再発出され、海外でも変異株による感染拡大や再びロックダウンの措置がとられるなど、新型コロナウイルス感染拡大により不確実性の高い状況が続くことが想定されます。国内の住宅建設分野におきましては、外出自粛や在宅勤務の浸透により、自宅で過ごす時間が増え、より快適な住環境を求める消費者ニーズが高まっていること、また、「グリーン住宅ポイント」などの政府の後押し策も継続することから、新築住宅、リフォーム両面で需要が下支えされることが見込まれます。これらの状況に対し、ワークスペースを快適にする製品や音環境を改善する製品、抗ウイルス機能を付与した製品などの提案を強化してまいります。一方、北米など海外から輸入する住宅用の構造材の価格高騰や入手困難な状況にあることから、着工の遅れや住宅価格の上昇といった影響が発生する可能性があります。

公共・商業建築分野におきましては、インバウンド需要の急減に加え、外出自粛の影響で商業施設・宿泊施設向けの需要は引き続き厳しい状況が見込まれます。また、ビル、オフィスの内装工事につきましては、東京五輪・パラリンピックの開催予定期間は、首都圏を中心に工事が一時的に停滞することから、需要回復は年後半以降となる見通しです。これらの状況に対し、2022年3月期より、地方の支店で専任担当者を増員するなど、営業体制の強化を図り、地域の木材活用促進につながる製品や、不燃、抗ウイルス、音環境改善といった製品の機能性を訴求し、全国レベルできめ細かい受注活動を展開してまいります。

海外におきましては、2021年3月期は、米中貿易摩擦に起因したMDFの市況悪化と新型コロナウイルス感染拡大による需要減の影響が重なったことによる厳しさが続きましたが、下期には米中、各々の経済回復により、需給バランスは改善してまいりました。一方で、2021年3月期は下げ基調で推移しておりました接着剤、木材チップなどの原材料価格や海運コストが、2022年3月期に入り、石化製品相場の上昇や南洋材の出材減、米国、中国での木質原料の高騰、世界的なコンテナ不足による影響で急激に上昇し、収益を圧迫する状況となっております。これらの状況に対し、コスト抑制策やより一層の合理化・コストダウンを進めてまいりますが、当社の自助努力により吸収できない部分に関しましては、顧客との対話を進め、販売価格への転嫁を進めてまいります。

米国におきましては、在宅勤務の増加や巣ごもりによるDIY需要増、低金利などを背景として住宅建設分野が好調に推移することが見込まれます。これらの状況に対し、安定供給に引き続き努めるとともに、高強度LVLなど特に引合いが強い高付加価値製品の生産能力増強を行うことにより、市場の好調さを確実に取り込み、収益性向上につなげてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

素 材 事 業	インシュレーションボード、ダイロートン、ダイライト、MDF、畳おもて、L V L等の製造販売
建 材 事 業	内装建材及び住宅機器等の製造販売
エンジニアリング事業	ビル・マンション・店舗・文教施設等の内装工事、住宅のリフォーム工事及びマンションリノベーション

## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本 社 大 阪 事 務 所	大阪市北区中之島三丁目2番4号
東 京 事 務 所	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
支 店	北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、首都圏第一支店(東京都千代田区)、首都圏第二支店(さいたま市)、首都圏住設支店(東京都千代田区)、信越支店(新潟市)、中京支店(名古屋)、北陸支店(金沢市)、近畿支店(大阪市)、中国支店(広島市)、四国支店(高松市)、九州支店(福岡市)、シンガポール支店
工 場	三重工場(津市)、井波工場(富山県南砺市)、岡山工場(岡山市)、高萩工場(茨城県高萩市)
子 会 社 ( 国 内 )	株式会社ダイフィット(鳥取県倉吉市)、株式会社ダイウッド(三重県伊賀市)、セトウチ化工株式会社(岡山市)、富山住機株式会社(富山県砺波市)、株式会社テーオーフローリング(東京都練馬区)、株式会社ダイタック(岡山市)、会津大建加工株式会社(福島県会津若松市)、日南大建株式会社(鳥取県日野郡日南町)、エコテクノ株式会社(東京都千代田区)、ダイケンエンジニアリング株式会社(大阪市)、鉱工業株式会社(東京都千代田区)、三恵株式会社(大阪府東大阪市)、ダイケンホーム&サービス株式会社(大阪市)、株式会社スマイルアップ(大阪市)、株式会社リフォームキュー(東京都品川区)、株式会社パックスシステム(東京都品川区)
子 会 社 ( 海 外 )	大建工業(寧波)有限公司(中国)、大建阿美昵体(上海)商貿有限公司(中国)、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA(インドネシア)、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED(ニュージーランド)、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED(ニュージーランド)、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.(マレーシア)、DAIKEN MIRI SDN.BHD.(マレーシア)、CIPA Lumber Co.Ltd.(カナダ)、PACIFIC WOODTECH CORPORATION(米国)

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,852名	45名 増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,674百万円
農林中央金庫	4,487
三井住友信託銀行株式会社	3,114

(注) 借入額には、私募債を含めて記載しております。



## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 79,643,600株
- ② 発行済株式の総数 27,080,043株
- ③ 株主数 3,825名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	9,475,300株	36.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,264,000	4.9
株式会社三井住友銀行	986,980	3.8
住友生命保険相互会社	931,200	3.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	831,000	3.2
大建工業取引先持株会	777,000	3.0
大建工業従業員持株会	659,667	2.5
三井住友信託銀行株式会社	619,200	2.4
丸紅株式会社	564,388	2.2
日本生命保険相互会社	545,669	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,035,274株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	5,250株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告43ページ「2.(2)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員の様況

### ① 取締役及び監査役の様況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役	億田正則	社長執行役員
代表取締役	相原隆	専務執行役員 本社、IT・物流改革、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス、IR、R&D担当
代表取締役	加藤智明	専務執行役員 海外事業担当 海外事業統括本部長兼アジア事業本部長兼北米事業本部長兼東京本部長
代表取締役	播磨哲男	専務執行役員 国内事業担当 国内事業統括本部長
取締役	関野博司	伊藤忠商事株式会社建設・建材部長、伊藤忠建材株式会社取締役
取締役	水野浩児	追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー、北おおさか信用金庫非常勤理事
取締役	古部清	
取締役	石崎信吾	SI.Management株式会社代表取締役社長
常勤監査役	照林尚志	
常勤監査役	冬木敏夫	
監査役	浅見裕子 (戸籍上の氏名:勝尾裕子)	学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、国税庁 税理士試験委員、財務会計基準機構 基準諮問会議委員、日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員、国立大学法人茨城大学監事
監査役	向原潔	株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー

- (注) 1. 取締役水野浩児、取締役古部 清及び取締役石崎信吾の3氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役浅見裕子及び監査役向原 潔の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役照林尚志氏は、過去に当社の財務経理部門において、業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役浅見裕子氏は、経済学部教授として企業会計を専門とし、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役向原 潔氏は、過去に長年にわたり金融機関の経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が18名おります。
7. 当社は、取締役水野浩児、取締役古部 清、取締役石崎信吾、監査役浅見裕子及び監査役向原 潔の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
8. 2021年4月1日付で次のとおり担当及び重要な兼職の状況が変更になっております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	相 原 隆	専務執行役員 本社統括、危機管理担当
代 表 取 締 役	加 藤 智 明	専務執行役員 海外事業統括、情報管理、IR、R&D、情報渉外担当
代 表 取 締 役	播 磨 哲 男	専務執行役員 国内事業統括担当 東京本部長
取 締 役	関 野 博 司	伊藤忠商事株式会社建設・不動産部門長補佐、伊藤忠建材株式会社取締役
取 締 役	水 野 浩 児	追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、北おおさか信用金庫非常勤理事
取 締 役	石 崎 信 吾	SI.Management株式会社代表取締役社長、朝日放送グループホールディングス株式会社顧問

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（関野博司、水野浩児、古部 清及び石崎信吾の4氏）及び監査役（照林尚志、冬木敏夫、浅見裕子及び向原 潔の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## ③ 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
石 崎 信 吾	2020年6月26日	辞任	社外監査役 SI.Management株式会社代表取締役社長

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### 1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	252 (19)	134 (19)	108 (-)	9 (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	51 (10)	51 (10)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	303 (30)	186 (30)	108 (-)	9 (-)	13 (6)

(注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

##### 2. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、その目標は、決算短信にて発表している通期連結業績予想であります。実績につきましては、対応する連結会計年度の当該指標の金額（5,447百万円）であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。

当社の業績連動報酬等に占める「業績報酬」の総額は親会社株主に帰属する当期純利益の概ね2%とし、個別支給額は、取締役会にて決議した細則に定める計算式を用い算出しております。なお、算出した報酬額は、指名・報酬委員会において審議、勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

##### 3. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、年額42百万円以内の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、67,000株を上限とし、譲渡制限付株式の割当てを受けております。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額35百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役は0名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額42百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬額は、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

#### 5. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の基本方針は、代表取締役会が起案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、勧告を経て2017年11月7日開催の取締役会にて決定しております。その基本方針は、以下のとおりです。なお、役職ごとの報酬額は、職責や権限の範囲を総合的に勘案して決定しております。

- a. グループ企業理念の実践に根差した報酬制度とします。
- b. 長期ビジョン（GP25）及び中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とします。
- c. 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとしします。
- d. 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会は、上記記載の決定方針に沿った内容であることを代表取締役会から詳細に報告を受けており、その報酬等の内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会（代表取締役徳田正則氏、代表取締役相原 隆氏、代表取締役加藤智明氏及び代表取締役播磨哲男氏）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役会が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### 1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石崎信吾氏は、SI.Management株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

### 2. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	水野浩児	取締役会は12回開催中全てに出席しました。主に大学教授としての高度な専門知識を基に積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役、監査役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	古部清	取締役会は12回開催中全てに出席しました。主に企業経営に関する豊富な経験を基に積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役、監査役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	石崎信吾	取締役会は12回開催中全てに出席しました。主に証券会社の投資銀行業務で培った財務会計に関する豊富な知見を基に積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、2020年6月26日就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役、監査役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	浅見裕子 (戸籍上の氏名：勝尾裕子)	取締役会は12回開催中11回出席し、監査役会は13回開催中12回出席しました。企業会計について専門的な観点から、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	向原潔	2020年6月26日就任後、取締役会は10回開催中9回出席し、監査役会は10回開催中全てに出席しました。金融機関の経営に関する豊富な経験を基に、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人  
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT. DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）、CIPA Lumber Co. Ltd.（カナダ）及びPACIFIC WOODTECH CORPORATION（米国）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査役会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
  - ロ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
  - ハ. 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

###### 2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
  - ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」という）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
  - ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。



### 3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

### 4. 内部監査

代表取締役 社長執行役員直轄の内部統制担当部門は、内部監査に関する規程等に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役 社長執行役員及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
3. 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
2. 代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。

4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### 1. 執行役員制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。
- ロ. 執行役員は、独立役員が過半数を占める「指名・報酬委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
- ハ. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

##### 2. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 1. 子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等または親会社監査役に報告する。

また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

##### 2. コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

##### 3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

- ⑥ **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項**  
監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
1. 監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で構成し、監査役は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。  
2. 取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ⑧ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**  
1. 監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。  
2. 監査役と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑪ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**  
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要については、以下のとおりであります。

## 1. コーポレート・ガバナンス

取締役会は、独立社外取締役3名を含めた取締役8名を構成員とし、2020年度に12回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。また、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2020年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行い、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

なお、当社は現在、監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、効率的な業務執行のための仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上に努めておりますが、業務執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、2021年6月25日開催予定の第105回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定しております。

## 2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を2020年度に4回開催し、情報管理、災害対策、環境法令遵守等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。

また、当社グループ従業員のさらなるコンプライアンス意識の向上を目的に、「グループ企業理念」「グループ行動指針」のより具体的な実践行動規範として、「コンプライアンス行動規範」を制定しました。

## 3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

## 4. 監査体制

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による執行常務会その他の重要な会議への出席ならびに取締役・使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人、内部統制担当部門など内部統制に係る組織と適宜、情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。なお、当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人を内部統制担当部門より1名選任し、配置しております。内部監査については、関連規程に基づき、独立専任の内部統制担当部門が作成した内部監査計画のもと、業務・会計監査、子会社監査を実施しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>87,748</b>
現金及び預金	17,433
受取手形及び売掛金	30,233
電子記録債権	8,221
商品及び製品	16,073
仕掛品	4,056
原材料及び貯蔵品	9,396
その他	2,460
貸倒引当金	△127
<b>固定資産</b>	<b>84,752</b>
<b>有形固定資産</b>	
建物及び構築物	12,313
機械装置及び運搬具	19,992
土地	14,923
リース資産	5
建設仮勘定	873
その他	2,806
<b>無形固定資産</b>	
のれん	12,946
ソフトウェア	1,314
その他	741
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,835</b>
投資有価証券	14,285
退職給付に係る資産	2,350
繰延税金資産	822
その他	1,444
貸倒引当金	△66
<b>繰延資産</b>	<b>51</b>
社債発行費	51
<b>資産合計</b>	<b>172,553</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>65,956</b>
支払手形及び買掛金	16,876
電子記録債務	6,559
短期借入金	9,889
1年内返済予定の長期借入金	3,358
リース債務	127
未払金	18,371
未払法人税等	1,597
未払消費税	794
賞与引当金	2,490
製品保証引当金	345
訴訟損失引当金	27
その他	5,518
<b>固定負債</b>	<b>29,825</b>
社債	13,000
長期借入金	8,950
リース債務	183
繰延税金負債	2,630
製品保証引当金	745
退職給付に係る負債	3,582
訴訟損失引当金	272
のれん	16
その他	444
<b>負債合計</b>	<b>95,781</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>60,877</b>
資本金	15,300
資本剰余金	13,948
利益剰余金	33,009
自己株式	△1,381
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,165</b>
その他有価証券評価差額金	5,086
繰延ヘッジ損益	265
為替換算調整勘定	793
退職給付に係る調整累計額	1,019
<b>非支配株主持分</b>	<b>8,728</b>
<b>純資産合計</b>	<b>76,771</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>172,553</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		199,210
売上原価		148,328
売上総利益		50,881
販売費及び一般管理費		42,102
営業利益		8,779
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	450	
受取貸入金	156	
助成金収入	198	
生命保険配当金	41	
負ののれん償却額	3	
持分法による投資利益	44	
為替差益	63	
雑収入	697	1,693
営業外費用		
支払利息	262	
売上債権売却損	125	
雑支	14	
雑支	135	537
経常利益		9,935
特別利益		
固定資産売却益	390	
投資有価証券売却益	1,110	
国庫補助金	119	
その他	2	1,623
特別損失		
固定資産除却損	107	
固定資産圧縮損	119	
投資有価証券売却損	119	
子会社株式売却損	20	
訴訟損失引当金繰入額	153	
災害による損失	65	
その他	3	588
税金等調整前当期純利益		10,970
法人税、住民税及び事業税	3,794	
法人税等調整額	△107	3,687
当期純利益		7,283
非支配株主に帰属する当期純利益		1,662
親会社株主に帰属する当期純利益		5,620

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,300	14,080	29,081	△1,403	57,059
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,692		△1,692
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,620		5,620
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		7		22	29
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△139			△139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△131	3,928	22	3,818
当 期 末 残 高	15,300	13,948	33,009	△1,381	60,877

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,912	△443	△3,493	△256	△1,281	7,197	62,975
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,692
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							5,620
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							29
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,174	709	4,287	1,275	8,446	1,531	9,978
当 期 変 動 額 合 計	2,174	709	4,287	1,275	8,446	1,531	13,796
当 期 末 残 高	5,086	265	793	1,019	7,165	8,728	76,771

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、C&H株式会社については2021年3月31日付で株式を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

(株)岡山臨港

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

時価のないもの…………… 主として移動平均法による原価法

###### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

###### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。なお、半成工事については個別法による原価法を採用しております。



(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。  
(リース資産を除く)
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしております。

#### (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。
  - ② ヘッジ会計の方法
    - a. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
    - b. ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
    - c. ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
    - d. ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
  - ③ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
  - ④ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
    - a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
    - b. その他の工事  
工事完成基準
  - ⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美昵体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 表示方法の変更に関する注記

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。
2. 連結損益計算書  
前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めていた「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は27百万円であります。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	12,946

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、子会社の取得時に生じたのれんについて、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があるグルーピング単位について、入手可能な情報に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該グルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がり、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、会計上の見積りを行う上で、将来の利益やキャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難ではありますが、当社グループにおける事業は、2023年3月期までに新型コロナウイルス感染症拡大前の業績まで段階的に回復するという一定の仮定のもと、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。

### 2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	50,915
無形固定資産	15,002

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	1,681百万円
商品及び製品	207
原材料及び貯蔵品	1,952
建物及び構築物	30
土地	198

---

計 4,071

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	33百万円
長期借入金	61

---

計 94

#### (3) 宅地建物取引業に伴う供託

その他（投資その他の資産）	20百万円
---------------	-------

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 99,612百万円

### 3. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務	310百万円
---------------	--------

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 27,080,043株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	910	35円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	781	30円00銭	2020年9月30日	2020年12月8日
計		1,692			

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,041百万円  
② 1株当たり配当額 40円00銭  
③ 基準日 2021年3月31日  
④ 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてCMSを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,433	17,433	－
(2) 受取手形及び売掛金	30,233	30,233	－
(3) 電子記録債権	8,221	8,221	－
(4) 投資有価証券	12,934	12,934	－
資産計	68,823	68,823	－
(1) 支払手形及び買掛金	16,876	16,876	－
(2) 電子記録債務	6,559	6,559	－
(3) 短期借入金	9,889	9,889	－
(4) 未払金	18,371	18,371	－
(5) 社債	13,000	12,943	△56
(6) 長期借入金	12,309	12,235	△73
負債計	77,005	76,876	△129
デリバティブ取引 (※)	472	472	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,350

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,433	—	—	—
受取手形及び売掛金	30,233	—	—	—
電子記録債権	8,221	—	—	—
合計	55,888	—	—	—

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,612円54銭
1株当たり当期純利益	215円83銭

## その他の注記

(記載金額に関する注記)

連結計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>62,889</b>
現金及び預金	11,587
受取手形	1,068
売掛金	25,486
電子記録債権	7,403
商品及び製品	9,597
仕掛品	1,040
材料及び貯蔵品	2,221
前払費用	561
関係会社短期貸付金	3,800
その他の貸倒引当金	432
	△312
<b>固定資産</b>	<b>77,070</b>
<b>有形固定資産</b>	
<b>27,701</b>	<b>27,701</b>
建物	6,050
構築物	1,047
機械及び装置	7,314
車両運搬具	46
工具、器具及び備品	759
土地	12,348
リース資産	5
建設仮勘定	126
その他の	1
<b>無形固定資産</b>	<b>1,378</b>
ソフトウェア	1,137
その他の	241
<b>投資その他の資産</b>	
<b>47,990</b>	<b>47,990</b>
投資有価証券	13,078
関係会社株式	32,002
関係会社出資金	353
関係会社長期貸付金	874
その他の	1,743
貸倒引当金	△61
<b>繰延資産</b>	<b>51</b>
社債発行費	51
<b>資産合計</b>	<b>140,011</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>58,361</b>
買掛金	18,018
電子記録借入金	4,330
短期借入金	6,300
1年内返済予定の長期借入金	3,300
リース負債	25
未払法人税等	16,551
未払消費税	1,123
前払費用	816
賞与引当金	3,700
関係会社保証引当金	1,845
訴訟損失引当金	348
その他の	27
	1,975
<b>固定負債</b>	<b>23,288</b>
社債	13,000
長期借入金	6,100
製品保証引当金	541
退職給付引当金	2,933
退職給付引当金	272
繰延税金負債	86
その他の	354
<b>負債合計</b>	<b>81,649</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>53,259</b>
資本金	15,300
資本剰余金	13,995
資本剰余金	13,967
利益剰余金	27
利益剰余金	25,345
利益剰余金	2,709
利益剰余金	22,635
配当引当金	485
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	17,150
自己株式	△1,381
評価・換算差額等	5,102
その他の有価証券評価差額金	5,085
繰延ヘッジ損益	17
<b>純資産合計</b>	<b>58,362</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>140,011</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		144,123
売上原価		107,799
売上総利益		36,324
販売費及び一般管理費		32,254
営業利益		4,069
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,787	
雑収入	888	2,676
営業外費用		
支払利息	157	
雑支出	331	488
経常利益		6,257
特別利益		
固定資産売却益	1	
その他	1,101	1,102
特別損失		
固定資産除却損	99	
その他	290	389
税引前当期純利益		6,969
法人税、住民税及び事業税	1,794	
法人税等調整額	△71	1,723
当期純利益		5,246

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	15,300	13,967	20	13,988	2,709	485	5,000	13,596	21,791
当期変動額									
剰余金の配当								△1,692	△1,692
当期純利益								5,246	5,246
自己株式の取得									
自己株式の処分			7	7					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	7	7	-	-	-	3,553	3,553
当期末残高	15,300	13,967	27	13,995	2,709	485	5,000	17,150	25,345

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,403	49,675	2,910	△0	2,909	52,585
当期変動額						
剰余金の配当		△1,692				△1,692
当期純利益		5,246				5,246
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	22	29				29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,175	17	2,193	2,193
当期変動額合計	22	3,583	2,175	17	2,193	5,776
当期末残高	△1,381	53,259	5,085	17	5,102	58,362

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
      - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
  - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
    - デリバティブ…………… 時価法
  - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - たな卸資産…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）
  - (2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。  
（リース資産を除く）
  - (3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
  - (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
  - (5) 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。

##### (2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- ③ ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社株式の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	32,002

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行います。実質価額の著しい低下の判断及び回復可能性の判断は、対象となる関係会社の財政状態、事業計画の達成状況、入手可能な情報に基づく将来キャッシュ・フローの見積り等をもとに行っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりは、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、会計上の見積りを行う上で、将来の利益やキャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難ではありますが、当社における事業は、2023年3月期までに新型コロナウイルス感染症拡大前の業績まで段階的に回復するという一定の仮定のもと、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	27,701
無形固定資産	1,378

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 重要な会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」の内容と同一であります。

**貸借対照表に関する注記**

1. 担保に供している資産	
宅地建物取引業に伴う供託	
その他（投資その他の資産）	20百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	48,477百万円
3. 保証債務	
下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。	
大建工業（寧波）有限公司	378百万円
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	3,049
計	3,427
4. 偶発債務	
債権流動化に伴う買戻し義務	310百万円
関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受	
(株)ダイフィット	21百万円
(株)ダイウッド	64
セトウチ化工(株)	67
富山住機(株)	34
(株)ダイタック	300
会津大建加工(株)	21
ダイケンエンジニアリング(株)	1
計	511
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,555百万円
短期金銭債務	11,885

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	44,166百万円
営業取引以外の取引による取引高	329

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,035,274株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

固定資産の減損	104百万円
投資有価証券評価損	484
賞与引当金	564
製品保証引当金	272
退職給付引当金	2,422
その他	1,035
繰延税金資産小計	4,883
評価性引当額	△1,121
繰延税金資産合計	3,761

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,240
退職給付信託設定益	△1,074
その他	△533
繰延税金負債合計	△3,848
繰延税金資産の純額	△86

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接36.4%	商品の購入	商品の購入 (注)	11,027	買掛金	4,284

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。



## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セトウチ化工(株)	所有 直接 100.0%	商品の購入 商品の販売 役員の兼任	商品の購入 (注1)	5,676	買掛金	1,703
子会社	PACIFIC WOODTECH CORPORATION	所有 直接 51.0%	債務保証	債務保証 保証料の受取 (注2)	3,049 23	その他 (流動資産)	11
子会社	(株)パックシステム	所有 直接 100.0%	商品の販売 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注3) 資金の貸付	22 598	関係会社短期貸付金	2,459

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社の製造原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

(注2) 一般の金融機関の保証料率を参考に決定しております。

(注3) 当社の調達金利及び市場金利を勘案して決定しております。

## 3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠建材(株)	—	商品の購入 商品の販売 役員の兼任	商品の販売 (注)	12,359	売掛金	3,908

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,240円84銭

1株当たり当期純利益 201円46銭

### その他の注記

(記載金額に関する注記)

計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社  
取締役会 御中

2021年5月18日

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社  
取締役会 御中

2021年5月18日

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

大建工業株式会社 監査役会

常勤監査役 照 林 尚 志 ㊟

常勤監査役 冬 木 敏 夫 ㊟

社外監査役 勝 尾 裕 子 ㊟

社外監査役 向 原 潔 ㊟

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

## 株主総会会場

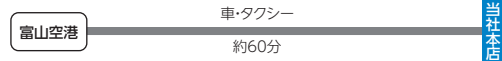
富山県南砺市井波1番地1 当社本店(井波工場)



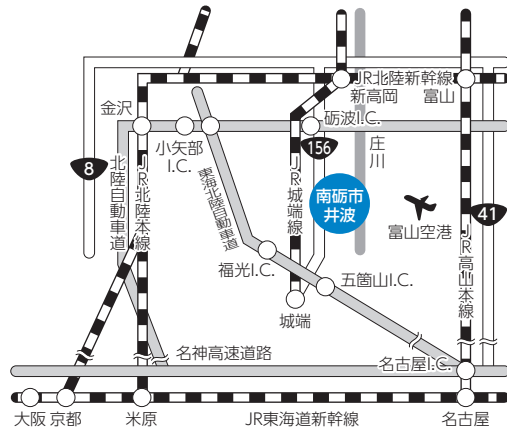
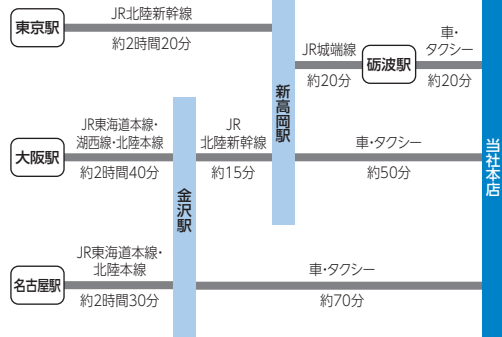
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## アクセス

### 飛行機をご利用の方



### 電車をご利用の方



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。